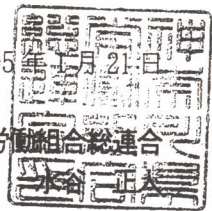


05年1月、神奈川労連が、争議団内部問題に介入し  
一方的な理由をつけて「支援する会」と話し合う意志はないと通告

東芝賃金資格差別提訴団 御中

2005



神奈川県労働組合総連合  
事務局長

前略。貴団体等からの要請で、支援共闘をつくる相談会が4回行われ、中断したまま、2年6ヶ月がたちました。神奈川労連は、東芝争議の重要性に鑑み、貴団体への支援凍結後も、争議の進行へ関心を払ってきました。そして昨年末の中労委命令などを受け、1月12日の幹事会、同15日の評議員会で議論し、以下の内容を確認いたしました。

つきましては、今後の支援態勢など争議をどうすすめようと考えているのか、貴提訴団10名の方々のご意見を伺いたく、この文書を差し上げました。話を伺う時期としては2月末か3月初めを考えています。神奈川労連としては2~3名で対応する予定です。1月末までに10名の皆さんのお返事を戴きたいと思えます。尚、幹事会、評議員会の確認事項にありますように、「東芝争議を支援する会」の皆さんとは話し合う意志はございません。また、この文書は参考までに、「東芝の職場を明るくする会」等へも差し上げる予定です。

### 東芝争議への対応について

2005年1月15日 神奈川労連第1回評議員会

2005年1月12日 神奈川労連第5回幹事会

東芝争議は先行する10人の提訴団にたいする、中労委の「完全勝利命令」が昨年11月30日に交付され、これを不服とした会社側が東京地裁に行政訴訟を起こしています。追加提訴の9人についても会社側の反対審問が昨年末で終わり、今後3回に分け9人のあら捜しの証人調べが予定されていますが、これも3月末で終わる予定になっており、順調に行けば今年半ばで結審するテンポですすんでいます。また先行する10人のうちの3人に対する不当配転の問題が、横浜地裁(2人)と中労委(1人)で争われており、更に地労委・中労委では正命令が出た期間以降の差別是正の申立も1年毎に地労委に対して行われています。5つの事件がたたかわれているわけですが、05年は大きな山場の年になることは間違いありません。

神奈川労連としては、10人の提訴団に対しては支援を凍結し、「『明るくする会』にすべての東芝争議団・提訴団員が団結したたかうことが重要だと考えます」との見解を昨年1月の評議員会、9月の大会で確認しています。「明るくする会」は争議支援を神奈川労連等に要請し、昨年10月29日の全労連争議支援中央行動にも参加し、今年2月17日の行動にもエントリーしています。

神奈川労連としては、県内に多くの拠点をもつ東芝の争議を解決させるために、改めて先行する10人の提訴団に、今後の支援態勢など争議をどうすすめようと考えているのかを問い、その回答を踏まえて、新たな対応を検討したいと思えます。尚、全労連・神奈川労連や日本共産党などに敵対的な言動を強めている人たちを含む、「支援する会」とは話をしたり意向を聞くことは致しません。